リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインが策定されました

The Knights

事業者による自律的な化学物質管理の一環として、労働安全衛生規則の改正により、2024 年 4 月 1 日から、以下の 2 点が事業者に義務付けられることになっています。

(1)リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

(2)リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等がこれらの健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」が厚生労働省により策定されました。

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2023 年 10 月 17 日付　厚生労働省報道発表資料

有機分析箇所　杉山みなみ

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！
PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。
お問合せはこちら